

宜野湾市立はごろも小学校
校長・園長 宮城 紀士
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応等について（3）

平素より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症対策のための検温やマスク着用にご協力いただき、感謝いたします。

さて、沖縄県内でも新型コロナウイルス感染症の罹患者が確認され、今後の動向に細心の注意を払わなければならない状況です。

つきましては、市教育委員会の対応基準の更新版をもとに、以下の通り対応させていただきますので、該当する場合は、速やかに学校への連絡をお願いいたします。なお、感染者が出た場合、プライバシー保護を徹底し、偏見やいじめ等が起こらないよう、取り組んでまいります。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 園児・児童が「感染症罹患者」となった場合

- (1) 罹患者本人は、治療するまで「出席停止」とする。
- (2) 市教育委員会の決定により、学校の全部又は一部を臨時休業とする。
- (3) 校内等の消毒が終了し、保健所等からの助言をもとに、市教育委員会は学校再開日（5日程度 臨時休業）を決定する。

2. 園児・児童が「濃厚接触者」とされた場合

- (1) 該当者は、感染症罹患者と接触した日から「2週間の出席停止」とする。

3. 園児・児童の同居家族が「感染症罹患者」の場合

- (1) 同居家族の感染が確認された日から「2週間の出席停止」とする。

4. 感染は確認されていないが、下記のいずれかの「症状」があり、欠席した日は「出席停止」扱いとする。

- (1) 37.5度（目安）以上の発熱や風邪症状（咳など）が見られるとき。
- (2) 味覚や嗅覚の異常、強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）
- (3) 沖縄県警戒レベル（第2段階）に伴う、出席停止扱いの追加事項

園児児童生徒に症状はないが、同居の家族に発熱などの風邪症状がみられる者

- * 市教育委員会は、市内及び近隣市町村で感染者が増加した場合や保健所からの助言等、状況に応じて対応を判断するため、上記基準の変更もあります。
- * 感染症罹患者発生報告を受けて、園児・児童の緊急の下校を実施する可能性があることをご承知おきください。（本校キョウトメールやホームページでのご確認をお願いします）